



## 資料編

No.	資料名	ページ
1	鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例	30
2	鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則	33
3	鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領	35
4	「三重県防犯カメラ設置ガイドブック～防犯カメラ設置のススメ～」のご紹介	39
5	相談・問い合わせ先	40

(目的)

**第1条** この条例は、防犯カメラの設置及び運用に関し遵守すべき事項その他の必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置(犯罪の予防を従たる目的として設置されるものを含む。)であって、録画装置を備えるものをいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 画像データ 防犯カメラにより記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)であって、画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- (4) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する道路、公園その他規則で定める場所をいう。

(基本原則)

**第3条** 防犯カメラを設置し、及び運用するものは、市民等がその承諾なしにその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いに関し、適切な措置を講じなければならない。

(設置運用基準の届出)

**第4条** 次に掲げるものは、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準(以下「設置運用基準」という。)を定め、これを市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 市
- (2) 市から事務又は事業の委託を受けたもの及び市から指定を受けた地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 自治会その他の地域的な市民活動を行う団体
- (4) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づく商店街振興組合及びこれに準ずる団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(管理責任者の設置等)

**第5条** 前条各号に掲げるもので公共の場所に向けて防犯カメラを設置するもの(以下「設置者」という。)は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うため、防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置かななければならない。

- 2 管理責任者は、公共の場所に向けて設置する防犯カメラの操作を行うべき者(以下「取扱者」という。)を指定しなければならない。
- 3 管理責任者及び取扱者以外の者は、公共の場所に向けて設置する防犯カメラの操作を行うこと

ができない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て操作を行うことができる。

(表示)

**第6条** 設置者は、公共の場所に向けて設置する防犯カメラにより撮影する区域内の見やすい場所に、当該防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示しなければならない。

(設置者等の義務)

**第7条** 設置者、管理責任者及び取扱者(第5条第3項ただし書の規定により操作を行う者を含む。以下「設置者等」という。)は、第3条の基本原則に則り、防犯カメラの適正な設置及び運用を図らなければならない。

2 設置者等は、設置運用基準を遵守しなければならない。

3 設置者等は、画像データから知ることができた市民等の情報を他に漏らし、又は不当な目的のため使用してはならない。設置者等でなくなった後も、同様とする。

(画像データの適正な取扱い)

**第8条** 設置者等は、次に掲げる場合を除くほか、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(1) 画像データから識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意がある場合

(2) 法令又は条例に基づく場合

(3) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

2 設置者等は、画像データの漏えい、滅失、毀損、流失及び改ざんの防止その他の画像データの適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 画像データを複製し、印刷し、又は加工しないこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(2) 画像データを表示し、又は保存する場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、安全対策の措置を講ずること。

(3) 画像データを記録した媒体は、設置者等があらかじめ定める防護された場所で厳重に管理し、前項の規定による場合を除き、外部に持ち出さないこと。

(4) 規則で定める保存期間を経過した画像データは、消去、記録された媒体の破砕その他の方法により復元できないよう適切に処理すること。

(画像データの開示)

**第9条** 設置者及び管理責任者は、本人から自己の画像データの開示を求められたときは、当該本人に対し、必要と認められる範囲内で当該画像データを開示するよう努めなければならない。

(意見等への対応)

**第10条** 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用並びに画像データの取扱いに関して市民等から意見等の申出があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の規定による対応に関して市民等から意見等の申出があったときは、設置者等に対して迅速かつ適切に対応するよう求めるものとする。

(報告及び勧告)

**第11条** 市長は、必要があると認めるときは、設置者又は管理責任者に対し、公共の場所に向けて設置する防犯カメラの設置及び運用の状況並びに当該防犯カメラにより記録された画像データ

の取扱いの状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、第4条から第8条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者及び管理責任者に対し、規則で定めるところにより、当該違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

**第12条** 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたものが正当な理由なく勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けたものに対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(市が設置した防犯カメラの画像データの取扱い)

**第13条** 市が設置した防犯カメラの画像データの取扱いについては、第8条第1項及び第9条の規定にかかわらず、鈴鹿市個人情報保護条例(平成15年鈴鹿市条例第36号)に定めるところによる。

(委任)

**第14条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので、第4条各号のいずれかに該当するものは、設置運用基準を定め、この条例の施行の日から起算して3月以内にこれを市長に届け出なければならない。

改正

令和3年3月23日規則第6号

令和3年9月24日規則第44号

(趣旨)

**第1条** この規則は、鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成28年鈴鹿市条例第28号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の場所)

**第2条** 条例第2条第4号の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市が設置し、又は管理する施設
- (2) 道路に準ずる通路
- (3) 広場
- (4) ごみ集積所

(設置運用基準に定める事項等)

**第3条** 条例第4条前段の設置運用基準には、次に掲げる事項について定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯カメラの設置台数
- (3) 防犯カメラの設置場所
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域
- (5) 防犯カメラの設置年月日
- (6) 防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称の表示に関する事項
- (7) 設置者、管理責任者及び取扱者に関する事項
- (8) 管理責任者の責務に関する事項
- (9) 画像データの保存期間、保存方法及び破棄方法
- (10) 画像データの利用及び提供に関する事項
- (11) 画像データの開示に関する事項
- (12) 市民等からの意見等への対応に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に必要な事項

2 条例第4条前段の規定による届出は、設置者が当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の14日前までに、設置運用基準届出書(第1号様式)により行うものとする。

3 条例第4条後段の規定による届出は、設置者が同条の規定により届け出た内容を変更しようとする日の14日前までに変更後の設置運用基準に設置運用基準変更届出書(第2号様式)を添えて、行うものとする。

(設置運用基準の廃止の届出)

**第4条** 設置者は、設置運用基準に定める全ての防犯カメラを廃止したときは、その廃止した日から14日以内に設置運用基準廃止届(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(画像データの保存期間)

**第5条** 条例第8条第2項第4号の規則で定める保存期間は、画像データを記録した日から30日を超えない範囲内において設置者が定める期間とする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(勧告)

**第6条** 条例第11条第2項の規定による勧告は、防犯カメラの設置及び運用に関する勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(公表)

**第7条** 条例第12条第1項の規定による公表(以下「公表」という。)は、次に掲げる事項を市のホームページに掲載して行うものとする。

(1) 条例第11条第2項の規定による勧告に従わなかったものの住所又は所在地及び氏名又は名称及び代表者の氏名

(2) 事実の経緯

2 市長は、公表を行うときは、その公表を行う日の30日前までに防犯カメラの設置及び運用に関する公表通知書(第5号様式)により、設置者又は管理責任者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けたものは、当該通知の内容に対して意見があるときは、公表を行う日の10日前までに意見書を市長に提出するものとする。

(補則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月23日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の各規則の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

#### 附 則 (令和3年9月24日規則第44号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

## 鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、犯罪の起こりにくいまちづくりに向けた地域の防犯活動を補完し、支援するため、防犯カメラを設置する団体に対し交付する鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金(以下「補助金」という。)に関し、鈴鹿市補助金等交付規則(平成29年3月31日規則第39号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として特定の場所に継続的に設置されるカメラ装置であって、録画装置を備えるものをいい、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 不特定多数の者が自由に利用し、又は通行する道路、公園等の公共の空間を撮影するためのものであること。

イ 夜間の撮影が可能なものであること。

ウ 常時録画が可能なものであること。

(2) 防犯活動 登下校時の子どもの見守りや夜間パトロールなど、団体の自主的な取り組みとして行う活動をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) 自治会

(2) 地域づくり協議会

(3) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づく商店街振興組合及びこれに準ずる団体

(4) その他市長が認める団体

2 補助対象者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えていなければならない。

(1) 防犯活動の実績があり、今後も継続的な活動が見込まれること。

(2) 防犯カメラを設置する目的が、地域の防犯対策であること。

(3) 防犯カメラを設置することについて、地域住民の理解が得られていること。

(4) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者の承諾又は必要な許可が得られていること。

(5) 防犯カメラの撮影範囲内に、やむを得ず玄関等の私的な空間が含まれる場合は、所有者又は居住者の承諾が得られていること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員等になっている団体

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められるものが役員等になっている団体

(補助対象経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる費用とする。

(1) 防犯カメラの購入に要する費用

(2) 防犯カメラの設置工事に要する費用

(3) 防犯カメラの設置を明示する看板等の購入及び設置に要する費用(防犯カメラ1台につき

3枚を限度とする)

2 次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 防犯カメラの保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費用
- (2) 防犯カメラの移設及び撤去に要する費用
- (3) 地代及び占用料
- (4) その他市長が補助対象経費として不相当と認める費用  
(補助金の額等)

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、防犯カメラ1台につき10万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 一の補助対象者が補助金の交付を受けることができる防犯カメラの台数は、当該年度において2台までとする。

(交付の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 団体調査票（第2号様式）
- (2) 鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成28年条例第28号。以下「条例」という。）第4条に規定する設置運用基準
- (3) 防犯カメラの設置場所の現況写真
- (4) 防犯カメラの設置に要する費用見積書
- (5) 防犯カメラの仕様等、概要を示した書類（カタログ等）
- (6) 第3条第2項第4号及び第5号の承諾又は必要な許可が得られていることを確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定及び決定の通知等)

**第7条** 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を相当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付を不相当と認めたときは、その理由を鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、交付の決定に際し、条件を付すことができる。

(遵守事項)

**第8条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助申請者（以下「設置者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 条例を遵守し、防犯カメラの適正な設置及び運用を行うこと。
- (2) 防犯カメラを設置した年度から起算して5年間は、その利用を継続すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (3) 防犯カメラを設置した年度から起算して5年間は、各年度の3月末日までに、防犯カメラ運用報告書（第5号様式）を市長に提出すること。
- (4) 画像データの保存期間は、防犯カメラの有用性を配慮した日数とすること。ただし、画像データを記録した日から起算して30日以内の期間とすること。
- (5) 第4条に規定する設置工事等について、法に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に、その全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。



(申請内容の変更)

**第9条** 設置者は、補助金の交付の決定通知を受けた後において、第6条第1項の申請に係る内容を変更しようとするときは、直ちに鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金変更承認申請書(第6号様式。以下「変更承認申請書」という。)に第6条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更のない書類については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付決定変更通知書(第7号様式)により、変更を不相当と認めるときは、その理由を鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金変更不承認通知書(第8号様式)により設置者に通知するものとする。

(実績報告)

**第10条** 設置者は、防犯カメラの設置が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は交付を決定した日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金実績報告書(第9号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置費用に係る領収書等収支が確認できる書類の写し
- (2) 設置した防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

**第11条** 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付額確定通知書(第10号様式)により設置者に通知するものとする。

(補助金の交付)

**第12条** 設置者は、前条の通知を受けたときは、速やかに鈴鹿市防犯カメラ設置費補助金交付請求書(第11号様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書が提出されたときは、速やかに設置者に対して補助金を交付するものとする。

(帳簿等の備え付け)

**第13条** 設置者は、防犯カメラの設置に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、設置完了後5年間保管しておかななければならない。

(検査等)

**第14条** 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、設置者に必要な報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

**第15条** 市長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要領又は補助金の交付の決定をするときに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。
- (5) 前条第1項の報告を拒否したとき又は同条第2項の検査に協力しなかったとき。
- (6) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(予算が不足する場合の措置等)

**第 16 条** 市長は、補助申請受付期間中に補助金交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、受付を中止することができる。この場合には、あらかじめ市のホームページ等で周知するものとする。

(委任)

**第 17 条** この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

## 「三重県防犯カメラ設置ガイドブック～防犯カメラ設置のススメ～」のご紹介

三重県では、安全で安心なまちづくりを推進するため「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を分かりやすく解説し、その効果的な設置方法や設置手順を説明した「三重県防犯カメラ設置ガイドブック～防犯カメラ設置のススメ～」を作成しています。

三重県ホームページでご覧になれますので、参考にしてください。(鈴鹿市危機管理部交通防犯課の窓口でもコピーをお渡しできます)

### 1 内容

このガイドブックは、安全で安心なまちづくりを推進する取り組みとして、県内の各市町、自治会等による防犯カメラの設置を促進することを目的として、ガイドラインの内容や設置の手順、具体的な設置例などを詳しく解説しています。

### 2 項目

- (1) はじめに
- (2) 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」って何？
- (3) 防犯カメラって何？
- (4) 画角って何？
- (5) 照度って何？
- (6) 防犯カメラの設置例(商店街, 駐輪場・公園・通学路, 駐車場)
- (7) 防犯カメラを設置する手順
- (8) 防犯カメラにメンテナンス
- (9) おわりに
- (10) 「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」本文

### 3 URL <http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/>



## 相談・問い合わせ先

<b>■ 補助金申請に関すること</b>	
〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18 鈴鹿市役所 本館 5 階 鈴鹿市危機管理部 交通防犯課	059-382-9022
<b>■ 設置場所・犯罪発生状況に関すること</b>	
〒510-0237 鈴鹿市江島町 3446 鈴鹿警察署 生活安全課	(代)059-380-0110
<b>■ 電柱への設置に関すること</b>	
◎中部電力柱 〒513-0834 鈴鹿市庄野羽山 4-19-22 中部電力パワーグリッド株式会社 鈴鹿営業所 契約サービス課	059-367-3711
◎NTT柱 〒514-0033 津市丸之内 28-38 NTT津丸之内ビル 2 棟 2F 株式会社NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 第二ユニット第四グループ	059-223-6267
<b>■ 道路への設置に関すること</b>	
◎市道 〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18 鈴鹿市役所 本館 8 階 鈴鹿市土木部 土木総務課	059-382-9021
◎県道 〒513-0809 鈴鹿市西条 5-117 鈴鹿庁舎 3 階 三重県鈴鹿建設事務所 総務・管理室 (管理課)	059-382-8683
◎国道 1 号線 〒510-0885 四日市市日永 4-1-16 国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 四日市国道維持出張所	059-345-2516
◎国道 23 号線 〒514-0002 津市島崎町 315 国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 津国道維持出張所	059-228-6990
<b>■ 公園への設置に関すること</b>	
〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18 鈴鹿市役所 本館 10 階 鈴鹿市都市整備部 市街地整備課	059-382-9025